

税務課

市税・口座振替

手続・必要なもの	期限
■概要 【市税】 住民税が賦課される基準日は1月1日現在となっています。1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承されるため、相続人代表者指定届の提出をしてください。 【口座振替をされていた方】 必要であれば変更の届出をしてください。 ■必要なもの 【口座振替を希望される方】 <input type="radio"/> 通帳印 <input type="radio"/> 金融機関がわかるもの(通帳、キャッシュカードなど)	なし
	お問合せ先 税務課 0584-53-1116

市税・介護保険料・後期高齢者医療の納付手続き

手続・必要なもの	期限
■概要 故人あての通知、還付金等の受取をする方の還付先口座の届出をしてください。 ■必要なもの <input type="radio"/> 還付先口座のわかるもの(通帳、キャッシュカードなど)	なし
	お問合せ先 税務課 0584-53-1116

固定資産(土地・建物)の代表者指定手続き

手続・必要なもの	期限
■概要 市内に固定資産を所有していた方が亡くなられた場合、以下の届出が必要になります。 ・相続人の代表者の指定(変更)届出書 ※相続が完了するまでの間、通知書等の送付先を指定する届出です。土地や登記済建物の名義を変更する際は、法務局へ所有権移転の登記申請をしてください。 ・未登記家屋所有者変更届 ※登記簿に記載のない「未登記建物」について所有者を変更(売買・相続等)する場合は、ご提出ください。賦課期日(毎年1月1日)までにご提出いただければ、翌年度より新所有者様に賦課させていただきます。 ■必要なもの <input type="radio"/> 印鑑(認印)	なし
	お問合せ先 税務課 0584-53-1116

軽自動車・原付バイクの手続き

手続・必要なもの	期限
<p>■概要 原動機付自転車等や軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。原動機付自転車等の手続きについては、下記にお問合せください。 なお、軽自動車の手続きは軽自動車検査協会、125cc超のバイクの手続きは運輸支局で行っていただく必要がありますので、各機関にお問合せいただくか、各販売業者へお問合せください。</p> <p>・名義変更や廃車手続きについて 【原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカー】 税務課 諸税係 電話番号0584-53-1116 【125ccを超えるバイク】 中部運輸局岐阜運輸支局 電話番号050-5540-2053 【軽三輪・軽四輪の軽自動車】 軽自動車検査協会岐阜事務所 電話番号050-3816-1775</p> <p>■必要なもの (廃車する場合) <input type="radio"/> 本人確認書類 顔写真付きのもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど) <input type="radio"/> ナンバープレート <input type="radio"/> 標識交付証明書</p> <p>(名義変更する場合) <input type="radio"/> 本人確認書類 顔写真付きのもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど) <input type="radio"/> 標識交付証明書</p>	<p>なし</p> <p>お問合せ先</p> <p>税務課 0584-53-1116</p>

MEMO

農林振興課

農地の相続手続き(田・畑)

手続・必要なもの	期限
<p>■概要 相続(遺産分割、包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効取得等により、許可を受けることなく農地の権利を取得した方は、「農地法第3条の3の規定による届出書」の提出をお願いします。</p> <p>■請求できる人 農地の権利を取得された方</p> <p>■必要なもの ○登記したことの分かる全部事項証明書や登記完了証(電子申請)の写し</p> <p>■備考 ※正式な相続登記は、法務局での手続きが必要になります。 ※届出書提出後、後日受理通知書を郵送させていただきます。(毎月15日メ、月末郵送)</p>	<p>権利の取得を知った日からおおむね10カ月以内</p> <p>お問合せ先</p> <p>農林振興課 0584-53-1351</p>

農業者年金手続き

手続・必要なもの	期限
<p>■概要 年金被保険者が亡くなったとき、その遺族の方は「農業者年金死亡関係届出書」の提出をお願いします。</p> <p>■請求できる人 死亡一時金を請求される場合は、死亡者の3親等内の親族のうち、亡くなった方と生計が同一である方 ※上記以外の場合は、お手数ですがお尋ねください。</p> <p>■必要なもの ○亡くなった方の農業者年金被保険者証(紛失した場合は紛失届) ○請求者の振込先がわかるもの(通帳、キャッシュカードなど) ○亡くなった方と請求者との関係が確認できる戸籍謄本</p> <p>■備考 ※提出先は、お近くの農協各支店になります。</p>	<p>死亡後10日以内(早めに)</p> <p>お問合せ先</p> <p>農林振興課 0584-53-1351</p>

農業者年金受給者、諸手続き

手続・必要なもの	期限
<p>■概要 年金受給者が亡くなったとき、その遺族の方は「農業者年金死亡関係届出書」を提出をお願いします。</p> <p>■請求できる人 未支給年金、死亡一時金を請求される場合は、死亡者の3親等内の親族のうち、亡くなった方と生計が同一である方 ※上記以外の場合は、お手数ですがお尋ねください。</p> <p>■必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○亡くなった方の農業者年金証書(紛失した場合は紛失届) ○請求者の振込先がわかるもの(通帳、キャッシュカードなど) ○亡くなった方と請求者との関係が確認できる戸籍謄本 <p>■備考 ※提出先は、お近くの農協各支店になります。</p>	<p>死亡後 10日以内(早めに)</p> <p>お問合せ先</p> <p>農林振興課 0584-53-1351</p>

森林の土地の所有者の届け出

手続・必要なもの	期限
<p>■概要 旧南濃町内の、市の森林整備計画区域内の土地の所有者が亡くなったとき、その土地を相続する方は「森林の土地の所有者届出書」の提出をお願いします。</p> <p>■請求できる人 前述の土地を相続する方</p> <p>■必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該の土地の位置を示す地図 ○当該の土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面 <p>■備考 ※「当該の土地の位置を示す地図」は、農林振興課の窓口にて発行することもできます。</p>	<p>土地の登記情報の 変更後3か月以内</p> <p>お問合せ先</p> <p>農林振興課 0584-53-1351</p>

駒野奥条入会財産区 貸付地移動の手続き

手続・必要なもの	期限
<p>■概要 亡くなられた方の住所が駒野又は奥条で、駒野奥条入会財産区内の山林の貸付を受けている場合は、「駒野奥条入会財産区 貸付地移動届」の提出をお願いします。</p> <p>■請求できる人 亡くなられた方の親族</p> <p>■必要なもの 貸付地を相続等する方の認印(相続等をする場合)</p> <p>■備考 ※提出先は、亡くなられた方の地区を担当する駒野奥条入会財産区管理会の委員です。 ※亡くなられた方が当該の山林貸付を受けているか不明な場合は、農林振興課基盤整備係へお問い合わせください。</p>	<p>相続等の方針が 決まり次第</p> <p>お問合せ先</p> <p>農林振興課 0584-53-1351</p>

MEMO

社会福祉課

児童手当

手続・必要なもの	期限
<p>■概要 児童手当の受給者、受給者の配偶者又は児童が亡くなったときは、手続きが必要です。</p> <p>■必要なもの 受給者が亡くなった場合、受給者の配偶者及び児童の通帳</p>	<p>死亡日の翌日から15日以内</p>
	<p>お問合せ先</p> <p>社会福祉課 0584-53-1139</p>

児童扶養手当

手続・必要なもの	期限
<p>■概要 児童扶養手当の受給資格者及び受給対象児童、扶養義務者が亡くなった場合、手続きが必要です。</p> <p>■請求できる人 同居の親族及びその他の同居者</p> <p>■必要なもの ○死亡を証する書類(受給資格者死亡の場合) ○児童扶養手当受給者証・受給対象児童の口座(受給資格者死亡の場合)</p>	<p>死亡日から14日以内</p>
	<p>お問合せ先</p> <p>社会福祉課 0584-53-1139</p>

特別児童扶養手当

手続・必要なもの	期限
<p>■概要 特別児童扶養手当の受給者、受給者の配偶者、扶養義務者又は手当の対象児童が亡くなったときは、手続きが必要です。 ※ただし、受給者の配偶者や扶養義務者が亡くなった場合、手続きが不要となる場合がありますので、詳しくは社会福祉課までお問い合わせください。</p> <p>■必要なもの ○特別児童扶養手当証書(お持ちの方のみ) ○住民票除票または、除籍謄本(抄本) ○受給者が亡くなった場合、配偶者(配偶者がいない場合は他に対象児童を監護している方)や対象児童の通帳</p>	<p>なし</p>
	<p>お問合せ先</p> <p>社会福祉課 0584-53-1139</p>

特別障害者手当・障害児福祉手当

手続・必要なもの	期限
<p>■概要 手当の受給者が亡くなられたときは、手続きが必要です。</p> <p>■必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民票除票 ○手当の未支払分がある場合は、配偶者や扶養義務者の通帳(未支払分手当請求者は、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順) 	なし
	お問合せ先
	社会福祉課 0584-53-1139

障害者手帳(身体・療育・精神)返還手続き

手続・必要なもの	期限
<p>■概要 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。</p> <p>■必要なもの 亡くなられた方の手帳</p>	なし
	お問合せ先
	社会福祉課 0584-53-1139

障害福祉サービス等

手続・必要なもの	期限
<p>■概要 障害福祉サービス受給者証等をお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きが必要です。</p> <p>■必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス受給者証 ○通所受給者証 ○自立支援医療受給者証 	なし
	お問合せ先
	社会福祉課 0584-53-1139

MEMO